

少年法等の一部を改正する法律の成立に関して

最高裁判所

長官

事務総長

家庭局長

各位

私たちは、少年法第1条が「少年の健全な育成」を期し、しかも「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」に照らして、子どもの「成長発達権」を保障するという趣旨を尊重して、今般、「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、来年4月1日の施行までの間、少年審判規則の見直しなどを含めて、準備するにあたって、次のような点に留意されるよう要望し、併せて、同法の運用に当たっても、少年法第1条の基本原則に則って少年保護手続の一層の充実を要望します。

1 少年法第62条（検察官への送致についての特例）の運用に当たっても、家庭裁判所調査官による調査および少年鑑別所による心身鑑別にあたっては、対象少年の保護環境、成育歴、保護を要する問題性などに深く留意し、犯罪事実の表層的な理解や社会的評価の重大性に捕らわれることなく、要保護性の心理学的・社会的・教育学的な解明を尽くし、少年法第1条にいう「健全な育成」を実現するあらゆる努力を惜しまないことを要望します。

2 検察官送致に当たらないとして保護処分を課する場合（第62条および第64条）においても、犯罪事実の外形に捕らわれることなく、対象少年の保護環境、成育歴、保護を要する問題性などを慎重に検討し、観護の措置や指導の規定を十分活用して、憲法上の「最小制約原理 The Most Restrictive Alternative」に則り、少年の最善の利益を十分に考慮して、対象少年の個別の事情に照らして最もふさわしい処遇を実現するよう要望します。

3 その他、新しい少年法に依じて、少年審判規則を見直すにあたって、以上の事項を留意した上、家庭裁判所が保護主義の原則を実現するうえで、最も相応しい方法をとるように努めることを要望します。

2021年6月23日

少年法「改正」に反対する市民の会

共同代表

片山 徒有（被害者と司法を考える会代表・衆議院法務委員会参考人）

川村 百合（弁護士・参議院法務委員会参考人）

佐々木光明（神戸学院大学教授）

新倉 修（青山学院大学名誉教授・弁護士）

事務局

吉田 朋弘（弁護士・子どもと法²¹）